

平成21年度 国の予算編成並び に施策に関する要望

平成20年7月

全国町村議会議長会

目 次

第 1	地方分権改革の実現に関する要望	1
第 2	町村財政の確立強化に関する要望	3
第 3	議会の活性化に関する要望	9
第 4	監査機能の充実強化に関する要望	13
第 5	農業・農村振興対策の強化に関する要望	14
第 6	森林・林業振興対策の強化に関する要望	20
第 7	水産業振興対策の強化に関する要望	24
第 8	中小企業振興対策の強化に関する要望	28
第 9	環境保全対策の推進に関する要望	31
第 10	I C T を活用した情報化施策の推進に関する要望...	34
第 11	地域保健医療の向上に関する要望	37
第 12	医療保険制度の改善に関する要望	39
第 13	老人保健福祉対策の充実強化に関する要望	41
第 14	少子化・社会福祉対策の拡充強化に関する要望 ...	43
第 15	教育・文化の振興に関する要望	45
第 16	生活環境施設の整備促進に関する要望	48
第 17	国土保全・地震・災害復旧対策の強化に関する要望...	50
第 18	町村消防の充実強化に関する要望	52
第 19	地域改善対策の推進に関する要望	54
第 20	道路網・交通体系の整備促進等に関する要望	56
第 21	北方領土の早期復帰の実現及び竹島の領土権保全等 に関する要望	59

第 22	地方振興対策の推進に関する要望	61
第 23	特定地域の振興に関する要望	63

	要	望	
--	---	---	--

第1 地方分権改革の実現に関する要望

未完の地方分権改革を実現するためには、国に集中する権限や財源を住民に最も身近な地方自治体に移し、住民のニーズに応じた多様で透明性の高いサービスを提供する地方行財政システムを確立することが不可欠である。

本年5月に、首相に提出された地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、「基礎自治体優先の原則」に則り、市町村の自治権の拡充をはかる諸方策について勧告がなされた。具体的には、国と地方の役割分担の基本的な考え方を明らかにした上で、重点行政分野の抜本的見直し、基礎自治体への権限移譲の推進や補助対象財産の財産処分の弾力化などが示された。

しかしながら、重点行政分野における抜本的見直しについては、今後の各府省の検討に委ねられ、2次勧告以降に先送りされたものもかなり多く見受けられ、都道府県から市町村への権限移譲については、359項目を市町村に移譲するとしているものの、移譲先の大半は市である。

町村は、平成の市町村合併により、その数約1,000団体と激減したものの、国土に占める面積は4割を超え、国民の生存を支える水や空気、安全・安心な食料の供給、自然環境の維持と災害に強い国土の保全などわが国の中で大きな役割を果たしている。地方分権改革は、こうした町村の役割を十分に踏

まえたうえで、推進を図るべきである。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

- 1 国と地方の役割分担の見直しにあたっては、町村の意見を十分に踏まえ、一体的に権限・事務・財源の移譲を進めること。
- 2 国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小等による行政の簡素化を図ること。
- 3 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。
- 4 政府と地方の代表者が協議を行い、地方の意見が反映されるよう「(仮称)地方行財政会議」を早急に設置すること。
- 5 市町村合併をいかなる形であれ強制しないこと。

第2 町村財政の確立強化に関する要望

町村は、自主財源の乏しい中、自ら徹底した行財政改革を断行し、少子・高齢社会への対応、生活関連社会資本の整備、教育・文化の振興、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築、国土保全などの諸課題に積極的に取り組んでいるが、極めて厳しい財政状況の下、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには一般財源の充実確保が不可欠である。

よって、国は地方分権改革推進法の基本理念に沿って、地方分権改革を推進するとともに、町村財政基盤を強化するため、下記事項を実現するよう、強く要望する。

記

1 地方税等自主財源の強化

- (1) 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するため、まずは国税と地方税の税源配分を5：5とすること。
- (2) 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の充実強化を図ること。
- (3) 分割法人にかかる法人住民税については、課税標準にかかる分割基準に事務所又は事務所の固定資産を加える等の措置により配分割合の適正化を図ること。

また、個人住民税の公的年金の特別徴収については、対象者の理解と信頼をより確かなものとするため、広報活動等を通じ、周知徹底を図ること。

- (4) 固定資産税は、平成21年度評価替えにあたっても安定的に確保できるよう配慮すること。

特に、償却資産については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を堅持すること。

- (5) 地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。

特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。

- (6) 揮発油税等の暫定税率の失効期間中に生じた地方の減収については、全額国費で確実に補填すること。

また、道路特定財源の一般財源化にあたっては、道路が果たす役割や整備が遅れている町村の現状を踏まえ、税源移譲等も含めて検討すること。

さらに、一般財源化の制度設計にあたっては、町村による道路整備等の自由度を最大限拡大するとともに、地方の意見に十分配慮すること。

- (7) 地方公営企業等金融機構が発行する債券（公営企業金融公庫が発行し、機構が承継する債券を含む）の商品性を向上させ、保有者層の多様化をはかっていくため、振替国

債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。

- (8) 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を充実確保すること。
- (9) 個人道府県民税にかかる徴収取扱費交付金の増額を図ること。
- (10) 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の設備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (11) ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の 10 分の 7 が町村の貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (12) 低炭素社会づくりを促進するため、町村の果たしている役割及び財政負担を踏まえ、環境税を地方税として導入を図ること。

2 地方交付税制度の改革

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であり、その性格を制度上明確にするため名称を「地方共有税」に変更すること。

また、国の一般会計を経由せず「地方交付税（地方共有

税)及び譲与税特別会計」に繰り入れること。

- (2) 地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにすること。
- (3) 地方交付税(地方共有税)の財源保障機能及び財政調整機能に則り、地方財政計画に町村の財政需要を適切に反映させ、地方交付税の総額を復元・増額すること。
- (4) 国の政策減税の実施に伴って地方の財源不足が生じる場合には、地方交付税(地方共有税)の法定率を引き上げること。
- (5) 地方交付税制度(地方共有税制度)を検討する場合は、町村の意見を十分踏まえるとともに、町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう配慮すること。

特に、町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、水源涵養、食糧生産、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、面積要素を加味するなど人口を中心とした配分基準を是正すること。

なお、段階補正については、これ以上の縮減は行わないこと。

- (6) 基準財政需要額の算定方式の簡素化のため、人口と面積を基本とする簡素な基準が導入されたが、その人口・面積も千差万別である。このような町村の多様な財政需要を的確に反映するための工夫を重ね、個別町村の行財政運営に

支障をきたすことのないよう、所要額を必ず確保すること。

- (7) 町村は、人口が少なく課税客体に乏しいので留保財源の見直しについては、町村の実態を十分考慮すること。

3 国庫補助負担金制度の廃止（一般財源化）

- (1) 国庫補助負担金の削減は、財政面における地方の自由度を高めるために、補助負担率を引き下げるのではなく、国庫補助負担金そのものを廃止すること。
- (2) 国庫補助負担金の廃止を行う一方で、従前の国庫補助負担金と同一又は類似の目的、内容を有する国庫補助負担金、交付金、統合補助金を創設しないこと。
- (3) 国庫補助負担金に係る地方超過負担については、完全解消を図ること。

4 地方債の改善充実

- (1) 立ち遅れている社会資本整備を促進するため、地方債資金の所要総額の確保を図るとともに、良質な公的資金を安定的に確保すること。
- (2) 高利の公的資金に係る地方債の繰り上げ償還及び金利の低減措置については、その条件を緩和するとともに、希望する全ての地方自治体が対象となるよう運用の改善を

図ること。

第3 議会の活性化に関する要望

地方分権の推進に伴い、地方自治体が担う役割はますます増大し、住民の代表機関として自治体の最終意思決定にあずかる議会の役割と責任は格段に重くなることにかんがみ、町村議会の更なる活性化を図るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 議員定数の上限値の撤廃

議員定数の上限値は撤廃し、地域の実情に応じて地方自治体が自主的に決定できるようにすること。

2 議会の議決権の強化

- (1) 町村の基本計画、長期計画や高齢者保健福祉計画、一般廃棄物処理計画等の個別施策のマスタープランは、住民生活に直結する重要なものが多いため、法定の議決事項に追加すること。
- (2) 地方自治法第96条第2項の法定受託事務の除外規定は、自治事務はもとより法定受託事務についても原則条例制定権が及ぶとされていることから、これを削除すること。
- (3) 事務・事業の民間委託、企業と結ぶ公害防止協定等の私

法上の契約には、住民生活に密接な関係があり重要なものも多いので、法定の議決事項に追加すること。

- (4) 地域の実情を踏まえ、議会が自律的にチェック機能を発揮するため、議会の議決を要する工事・製造の請負、財産の取得・処分の政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。
- (5) 地方自治体が設立した公社及び出資法人等に対し、地域の実情を踏まえ、議会が自律的にチェック機能を発揮するため、政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。

3 議会と長の関係の見直し

- (1) 二元代表制の下では、議会の招集権は本来、議会側にあるべきで、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すること。
- (2) 議会と長との機能バランスを図る観点から、長の不信任議決の要件を過半数若しくは3分の2以上まで引き下げることに。

また、不信任議決に対抗する長の解散権行使は廃止し、長の辞職にとどめるよう制度を改めること。

- (3) 一般的再議権について、特別多数議決を単純多数議決に改めるとともに、長と議会両者の対立点を明確にするため、

再議権の行使にあたっては、公聴会を開催するなど客観的基準を採用する制度に改めること。

(4) 専決処分は、議会の議決権が軽視される一因となっているため、議会が「不承認」とした場合、その効力が存続するものは将来効力を失わせ、改めて提案させるなどの措置を義務付けること。

(5) 決算が「不認定」の場合、再発防止、政策の変更、責任の所在の明確化について、長から議会への説明を義務付けること。

(6) 予算のうち議会費については、議会側の提案をもとに予算を編成する制度とすること。

4 議会事務局体制の強化

議会の政策立案やチェック機能を強化するため、議会事務局の設置については、都道府県議会と同様「置く」とすること。

5 意見書の誠実処理

地方議会の意見書については、法令により誠実処理の義務を明文化すること。

6 地方議会議員選挙の活性化

- (1) 選挙権と被選挙権の格差をなくすため、被選挙権年齢を引き下げること。
- (2) 住民に身近な市町村の選挙については、候補者と有権者との戸口での質疑や討論を可能にする戸別訪問を解禁し、選挙の活性化と自由化を図ること。
- (3) 公営選挙を拡大するため、町村においても選挙運動用の自動車及び個人演説会告知・選挙運動用のポスターについては、市と同様、条例で無料とすることができるよう、改めること。

7 地方議会議員の公務災害補償の充実

地方分権の推進に伴う地方議会議員の活動範囲及び責任の拡大等に対応し、議員が心置きなく安心して職務に邁進できるよう、地方議会議員の公務災害補償についても、地方公共団体の長をはじめ一般職までの全ての常勤職における公務災害補償を地方公共団体に代わって行っている地方公務員災害補償基金において実施することとし、その充実を図ること。

第4 監査機能の充実強化に関する要望

地方分権の推進に対応して、地方自治体の公正で合理的かつ能率的な行財政運営を確保するうえで、監査委員の果たすべき役割はますます増大していることに鑑み、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 監査委員の選任等の改善

監査機能の充実強化を図るため、監査委員は、議員・OBの選任制限を設けることなく、議会において選任できるようにすること。

2 監査事務局体制の強化

監査体制を充実強化するため、町村においても監査事務局の設置については、都道府県同様「置く」とすること。

第5 農業・農村振興対策の強化に関する要望

我が国の農業・農村は、過疎化・高齢化による担い手の減少、耕作放棄地の増加、国際化の一層の進展等の影響により、生産構造が脆弱化するなど深刻な状況にある。

また、BSEや鳥インフルエンザに関する問題、食品の偽装表示、とりわけ輸入食品の安全性に対する国民の不安は極めて深刻なものとなっている。

さらには、昨今の国際的な食料需給の変化は、原油価格・肥料価格・飼料価格の高騰や穀物を原料とするバイオ燃料の需要拡大などにより、農業経営に大きな打撃を与えている。

このような現状を打開するには、「食料・農業・農村基本計画」を実効あるものとし、食料自給率の向上や食の安全・安心の確保など食料の安定供給確保、農業の持続的発展、農村の振興など農業の体質強化に向けた総合的な施策を展開することはもとより、農業・農村がもつ潜在能力を十分に発揮できるよう、思い切った政策展開が極めて重要である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 食料・農業・農村施策の推進

- (1) 「食料・農業・農村基本計画」に示された基本方針に基づき、農政全般にわたる改革を推進すること。

また、食料自給率の向上に向け、消費及び生産に関する施策を着実に推進すること。

- (2) 健全な食生活の実現により、心身の健康と豊かな人間形成を図るため、「食育推進基本計画」に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地産地消の取組みの推進や地域農業の活性化に結びつく対策を強化すること。

2 食の安全・安心の確保

- (1) 食の安全・安心を確保するため、食品安全行政を着実に推進すること。

特に、BSEや鳥インフルエンザ等の発生の予防及び蔓延防止を図るため、家畜防疫体制を強化すること。

- (2) 米国産牛肉の取り扱いについては、安全性の確保に万全を期すとともに、消費者の信頼を得るための措置を講じること。

また、輸入食品に対する検査・検疫体制を抜本的に強化し、監視の徹底を図ること。

- (3) 輸入品を含めた多くの食品へのトレーサビリティ（生産

流通履歴情報把握)・システムの導入を推進すること。

また、食品表示（遺伝子組換え食品を含む。）の適正化を徹底するとともに、不正を見逃さない監視体制の抜本的強化を図ること。

3 地域農業の体質強化

- (1) 地域農業の実情に応じた担い手を育成するため、中核的な担い手となる認定農業者等に対する支援を強化するとともに、高付加価値農業への取組みを支援するための経営構造対策を推進すること。
- (2) 新規就農を促進するため、情報提供、技術・経営研修、雇用就農、資金貸付等の各分野にわたる総合的な対策を推進すること。
- (3) 農地の有効利用を促進するため、担い手への農地の利用集積を促進するとともに、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた対策を強化すること。
- (4) 農産物を安定的に供給できる体制を確立するため、平成19年産から導入された「水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)」については、新たに創設された市町村特認制度等の周知を図るとともに、着実に推進すること。

また、野菜、果樹等の生産農家に対する経営安定のため

の支援を強化すること。

- (5) 配合飼料価格の高騰に対応するため、配合飼料価格安定制度の適切な運用を図ること。

また、継続的な経営安定のため抜本的な対策を講じること。

- (6) 昨年産から導入された農業者・農業者団体主体による米の需給調整システムが円滑に実施されるよう、必要な対策を講じるとともに、米価の下落に歯止めをかけ、安定した生産を図ること。

4 農業基盤の整備促進と農村の振興

- (1) 「農地・水・環境保全対策」については、将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の保全が図られるよう、地域の実情に応じた財政措置を講じること。
- (2) 農業生産基盤に係る災害を防止するための事業を推進すること。
- (3) 新たに制定された「鳥獣被害防止特措法」に基づき、地域の実態に即した被害防止対策が円滑に実施できるよう必要な財政措置を講じること。
- (4) 農村経済の発展に資するため、農業生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備を推進すること。
- (5) 農産物からエネルギーや素材の供給という新たな役割

が期待されるバイオマスについて、特に食料と競合しない
稲わら等の未利用バイオマスの研究開発や利活用のため
の対策を推進すること。

(6) 農村を活性化するため、グリーン・ツーリズムをはじめ
とする農村と都市との共生・対流を図るための対策を積極
的に推進すること。

(7) 中山間地域の多面的機能の維持・増進を図るため、自律
的・継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取組みを
推進すること。

(8) 農林水産業と商業、工業が連携し、新たな商品やサービ
スを生み出すことで地域活性化が期待される「農商工連
携」について、金融・税制措置等の支援を拡充すること。

5 国際交渉への取組の強化

W T O 農業交渉にあたっては、農産物輸出国と輸入国に適
用されるルールの不均衡の是正など我が国の提案が最大限
反映されるよう、積極的な交渉を行うこと。

また、E P A（経済連携協定）、F T A（自由貿易協定）交
渉においても、我が国農業の実情に配慮した交渉を行うこと。

特に、オーストラリアとのE P A交渉にあたっては、農
業・農村の公益的機能の発揮と国内自給による安全保障の確

保を基本とし、米、小麦、牛肉、砂糖、乳製品などの重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

第6 森林・林業振興対策の強化に関する要望

我が国の林業は、国産材需要に回復の兆しがあるものの、担い手の減少や木材価格の低迷により、生産活動が停滞する厳しい状況にあり、これに伴い、間伐等の施業や伐採後の植林が行われない森林が増加するなど、森林の機能が著しく低下している。

一方で、森林の有する自然災害防止、国土保全、水源涵養、といった多面的機能を恒久的に発揮させることが強く求められており、特に京都議定書に基づく温室効果ガス6%削減約束の達成には、森林による二酸化炭素吸収量の確保が不可欠である。

そのためには、森林の適正な整備・保全、林業の持続的な発展など、100年先を見通した総合的な森林・林業施策を展開することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 森林・林業施策の推進

- (1) 「森林・林業基本計画」に基づき、森林の多面的機能の発揮と林産物の安定的供給及び利用に関する目標の達成

に向けて、森林・林業施策を総合的に推進すること。

- (2) 「京都議定書目標達成計画」に掲げられた森林による温室効果ガス吸収量を確保するため、「地球温暖化防止森林吸収源１０ヵ年対策」等に基づく吸収源対策を推進すること。
- (3) 森林の公益的・多面的機能を持続的に発揮させ、森林・林業対策を強化するため、新たな税財源として、環境税等を創設するなど国民的支援の仕組みを構築すること。

2 森林整備の促進及び森林保全の確保

- (1) 多様で健全な森林の整備・保全を図るため、新たな「森林整備保全事業計画」の策定にあたっては、放置森林や不在村地主の増大を踏まえ、効果的な事業の実施に配慮するとともに、必要な事業量を確保すること。

また、間伐等の保育を適切に実施するとともに、広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の森林整備を推進すること。

- (2) 官民一体となった「美しい森林づくり推進国民運動」の展開により、適切な森林整備・森林づくりなどの取組を総合的に推進すること。
- (3) 自然災害の防止、水源の涵養など国土保全の重要な役割を担う保安林の計画的な指定及び整備を推進するとともに

に、適切な管理を行うこと。

- (4) 新たに制定された「鳥獣被害防止特措法」に基づき、地域の実態に即した被害防止対策が円滑に実施できるよう必要な財政措置を講じること。

また、森林病虫害による森林被害を根絶するため、広範な防除対策を積極的に実施すること。

3 地域林業の体質強化

- (1) 持続的で健全な林業経営体を育成するため、林業・木材産業構造改革を推進するとともに、金融・税制上の支援措置を拡充すること。
- (2) 緑の雇用担い手対策事業など林業就業者の育成・確保に関する対策を充実させること。
- (3) 地域林業の中核的役割を担う森林組合等の健全な育成を図るため、組織体質及び経営基盤の強化を推進するための必要な施策を講じること。

4 林産物の安定的供給

- (1) 木材産業の事業基盤を強化し、国際競争力のある国産材を大量かつ安定的に供給するため、森林施業の集約化を推進するとともに、木材加工流通拠点施設の整備を促進すること。

- (2) 国産材の需要拡大及び価格の安定を図るため、国産材の利用促進や木質バイオマスの総合的利用等を推進するとともに、新たな活用による産業への支援を強化すること。

5 国際交渉への取組の強化

WTO交渉やEPA、FTA交渉に当たっては、国内林業の経営に大きな影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

第7 水産業振興対策の強化に関する要望

水産物の世界的需要が高まる中、我が国の水産業を取り巻く環境は、水産資源の状況の悪化、漁業従事者の減少・高齢化による担い手不足、輸入の増大による水産物価格の低迷など極めて厳しい状況にある。

特に燃油価格の高騰は、漁業経営に大きな影響を与えている。

これら厳しい状況に対処するには、新たな「水産基本計画」に基づく施策を着実に実施し、水産物の安定供給確保、水産業の持続的発展、漁村の振興など総合的な水産業施策を展開することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 水産業・漁村施策の推進

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、新たな「水産基本計画」に基づく施策を総合的かつ計画的に推進すること。

2 水産物の安全と安心の確保

(1) 輸入品を含めた水産物の安全性を確保するため、生産段

階から加工、流通段階に至る一貫した衛生管理体制を推進すること。

- (2) 食品としての水産物及び水産加工品の安心を確保するため、生産履歴や原産地表示など適正な情報提供に関する施策を強化すること。

3 水産物の安定的供給の確保

- (1) 排他的経済水域内等の資源を回復させるため、T A C（漁獲可能量）制度等の適正な運営を図るとともに、資源回復計画の作成及び円滑な実施を推進すること。
- (2) 排他的経済水域内における外国漁船の操業秩序を確立し、水産資源を適切に保護・管理するため、監視・指導・取締体制を強化すること。
- (3) 栽培漁業、海面養殖業及び内水面漁業・養殖業の振興を図るため、「つくり育てる漁業」を推進すること。
- (4) 養殖業者等の安定的な経営を図るため、コイヘルペス等魚類防疫対策を強化すること。

4 漁場環境保全対策の推進

- (1) 漁場環境の保全を図るため、藻場・干潟の保全・造成を推進すること。

- (2) 有害物質、有害プランクトン等による水質汚濁を防ぐため、各種水質保全対策を強化すること。
- (3) 海上災害に起因する海洋汚染の未然防止策を徹底すること。
- (4) 内水面の生態系保全のため、有害生物や外来魚等の対策を推進すること。

5 地域漁業の体質強化

- (1) 我が国漁業を存続させ水産食料の安定供給を図るため、燃油価格の高騰に対する必要な補填措置を講じること。
- (2) 燃油高騰による経営負担を軽減するため、省エネ型漁業を普及させるとともに、金融・税制措置等の必要な支援対策を講じること。
- (3) 漁業経営の安定に資するため、経営改善のための融資制度を拡充し、収入の変動による影響を緩和するため新たに導入された「漁業経営安定対策」については、漁業者への周知及び実態に即した加入要件の改善等を図ること。
- (4) 水産加工業及び水産流通業の基盤強化を支援すること。
- (5) 漁業従事者の確保・育成を図るため、漁業技術の習得や経営管理能力の向上に関する支援を推進すること。
- (6) 「漁場漁港整備長期計画」に基づき、漁場・漁港の整備を一体的な整備を推進すること。

- (7) 漁村を活性化するため、漁村の総合的な整備を行うとともに、ブルーツーリズムを推進し、漁村と都市との共生・対流を図ること。

6 国際交渉への取組の強化

WTO交渉やEPA、FTA交渉に当たっては、国内漁業経営に大きな影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

第8 中小企業振興対策の強化に関する要望

我が国の経済動向は、長引く景気の停滞から脱却し、回復傾向にあるものの、我が国の企業の大多数を占める中小企業をめぐり経営環境は依然として厳しい状況にある。

経済活力の源泉である中小企業を活性化し、地域再生を図るためには、地域産業の育成、人材の確保、中心市街地の活性化など総合的な中小企業施策を展開することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 地域産業の育成及び人材の確保

- (1) 中小企業を活性化し、地域経済の自立化を図るため、産業クラスター計画を推進すること。

また、「中小企業地域資源活用促進法」等に基づき、地域資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業を行うための施策を充実すること。

- (2) 「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業における新連携、創業、経営革新への取組みを支援するための施策を充実すること。

- (3) 伝統的工芸品産業の振興を図るため、技術の承継、意匠の開発を図るとともに、製作、販売の場の提供などに対し積極的な支援を行うこと。
- (4) 中小企業の健全な発展のため、中小企業の中核を担う人材を確保・育成する事業を拡充すること。

また、商工会等の中小企業を支援する人材の確保とその資質を向上させるための事業を充実すること。

2 町村の中心市街地の活性化

- (1) 地域中小小売店の振興を図るとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるため、商業基盤設備及び商業施設の整備促進を図ること。
併せて、商店街活性化のための総合的な支援を行うこと。
- (2) 大型商業施設の立地については、周辺市町村による広域調整による仕組みを導入するとともに、公共的見地に立った土地利用制度の確立を図ること。

3 中小企業金融・信用補完制度等の充実強化

- (1) 中小企業の資金需要に対応できるよう、政府系中小企業金融機関の資金枠確保と貸付条件の改善を図ること。
また、中小企業を取り巻く厳しい経営環境を鑑み、セーフティネット保証・貸付等による信用補完制度を充実する

こと。

- (2) 小企業等経営改善資金融資（マル経）制度の資金枠を確保するなど小規模企業者への円滑な資金供給を図ること。
- (3) 原油価格の高騰に伴い、厳しい経営状況に陥っている中小企業に対する金融支援の強化や下請取引の適正化などを図ること。

第9 環境保全対策の推進に関する要望

地球温暖化対策など環境問題が世界的な取組みとなる中で、豊かな社会を享受し続け、さらには、将来世代にも引き継いでいくためには、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築することが重要である。

これを実現するため、温暖効果ガスの排出削減、自然の恵みの享受と継承、3R〔リデュース（発生抑制）リユース（再使用）リサイクル（再利用）〕を通じた資源循環に重点を置いた施策を推進するとともに、町村が廃棄物処理や環境保全を総合的、計画的に展開できるよう、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 循環型社会システムの構築

- (1) 「第2次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、地域循環圏の構築を推進するための適切な措置を講じること。
- (2) 容器包装リサイクル法に基づき、事業者が市町村に資金を拠出するにあたっては、町村と事業者の責任と役割を明確にし、適正な措置を講じること。
- (3) 家電リサイクル法の見直しにあたっては、引き取りやり

サイクル等に係る費用を販売価格に含めるよう検討すること。

また、不法投棄された廃家電の回収費用について、町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

- (4) 自動車リサイクル法の運用にあたっては、不法投棄車の回収費用について、町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

2 廃棄物処理対策の充実強化

- (1) 「廃棄物処理施設整備計画」に基づき、一般廃棄物処理の3R〔リデュース（発生抑制）リユース（再使用）リサイクル（再利用）〕及び廃棄物系バイオマスの利活用推進のため、廃棄物処理施設の計画的な整備を推進するため、適切な措置を講じること。

また、PCB廃棄物や石綿含有廃棄物等有害物質の処理に当たっては、適正な処理を行なうこと。

- (2) 廃棄物処理施設の解体に係る適切な措置を講じること。
- (3) 産業廃棄物処理については、最終処分場の確保及び周辺地域の環境保全に対し万全を期すること。
- (4) 産業廃棄物の不法投棄を未然に防止するための対策を強化すること。
- (5) 処理困難な廃棄物については、製造、販売業者及び処理

業者等の法的責任の拡大と監視体制の確立を図ること。

- (6) 国内外からの海岸漂着物については、当該自治体と住民による収集処理が行われ、多大な財政負担が強いられていることから、その処理経費に対して十分な財政措置を講じること。

3 有害化学物質対策の強化

- (1) ダイオキシン類等の有害化学物質の発生を防ぐため、ダイオキシン類排出抑制等の技術支援を強化すること。
- (2) 生体に悪影響を及ぼすとされるいわゆる環境ホルモンについて、早急にその有害性及び環境リスクを解明し、法規制などの抜本的対策を講じること。

第10 ICTを活用した情報化施策の推進に関する要望

いつでも、どこでも、誰でも、ゆとりと豊かさを実感できるユビキタスネット社会の早期実現のためには、高度ネットワークインフラなどICT基盤整備を積極的に促進するとともに、デジタル・ディバイドの解消、電子自治体の推進、人材の育成など総合的な情報化施策の推進が不可欠である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 地域情報化施策の推進

- (1) 地域情報化のための地域公共ネットワークの整備を推進するとともに、地理的条件不利地域におけるデジタル・ディバイドを解消するため、移動通信用鉄塔、民放テレビ放送難視聴解消施設、インターネット基盤、光ファイバ網、CATV施設等の整備を促進すること。
- (2) 障害者、高齢者等を含めた誰もがICTを活用できる情報バリアフリー環境を実現するための措置を講じること。

2 地上デジタルテレビ放送完全普及の推進

- (1) 地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、難視

聴地域の拡大が懸念されることから、国及び放送事業者の責任において、積極的に広報し、周知を図ること。

- (2) 地上デジタルテレビ放送完全移行時には、すべての地域で放送が視聴できるよう山間・離島等における共同受信施設やケーブルテレビに係る機器更新、伝送路の広帯域化など、デジタル化の推進に対する支援措置の拡充を図ること。
- (3) 地域情報の発信や交流に大きな役割を担う地域放送局の中継局のデジタル化に係る支援措置の拡充を図ること。

3 電子自治体の推進

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用については、市町村の事務負担の軽減、情報化の推進に資するものとなるよう留意すること。

また、市町村が行う個人情報保護及びセキュリティ対策に対する支援を充実すること。

- (2) 総合行政ネットワークや行政手続のオンライン化などに対する適切な措置を講じること。
- (3) 電子投票の普及のための支援措置を講じること。

4 人材の育成

I C T 社会に対応した人材を育成するため、学校教育の情報化、情報リテラシーの向上、専門家の育成など総合的な施

策を展開すること。

第 11 地域保健医療の向上に関する要望

急激な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地域保健の充実

- (1) 保健師、助産師、栄養士等の養成確保を図るとともに、地域の実情に応じた適切な配置ができるよう配慮すること。
- (2) 地域住民の日常生活に密着した健康教育、健康相談、健康審査等の対人保健サービスを総合的に行う拠点として、市町村保健センター等保健衛生施設の整備について適切な措置を講じること。
- (3) アスベストによる周辺住民等の健康被害について、引き続き実態調査を行い、健康被害を受けた周辺住民等に対する検診、医療費補助等の必要な措置を講じること。
- (4) 健康被害者の救済、今後の被害を未然に防止するため、「アスベスト問題に係る総合対策」を強化し、万全の措置を講じること。

2 地域医療体制の整備

- (1) 地域医療を担う医師不足を解消するため、「緊急医師確保対策」を一層推進し、特に過疎地域等への医師の勤務を義務付ける全国的なシステムを緊急に構築すること。

なお、女性医師の離職防止や出産・育児等と勤務との両立を行うことができるよう適切な措置を講じること。

- (2) 看護師等の養成を図るとともに、地域の偏在について早急に改善策を講じること。
- (3) 地域医療の中核として大きな役割を果たしている自治体病院の産婦人科医及び小児科医等の医師確保対策を積極的に推進するとともに、経営健全化対策を講じること。
- (4) 救急医療体制の体系的な整備を推進するとともに、救急医療情報センターの整備促進を図ること。

特に、小児救急医療体制の充実強化を図るとともに、小児科に対する診療報酬の改善を図ること。

3 へき地保健医療の確保

- (1) 「第 10 次へき地保健医療計画」に基づき、へき地における医療施設の整備、医療従業者の確保、情報通信技術の活用等、総合的なへき地保健医療対策を一層推進すること。
- (2) ドクターヘリ等救命救急ヘリコプター、巡回診療車(船)等の一層の整備充実を図ること。

第 12 医療保険制度の改善に関する要望

厳しい経済情勢や就業構造の変化、高齢者や低所得者の増加等により、国民健康保険財政は極めて厳しい状況にある。

国民皆保険制度を堅持し、我が国社会の安定を確保するためには医療保険間における保険料負担の格差・不平等の解消を図り、国保と被用者保険との一本化が必要である。

また、本年４月から実施している後期高齢者医療制度については、国民への周知・説明不足などにより、制度への誤解等が生じており、各地方自治体では厳しい対応が迫られている。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 医療保険制度の一本化の積極的な推進

我が国の医療保険制度の将来像を明確化し、各医療保険制度間の給付と負担の公平化を図るため、全ての国民を対象とした医療保険制度の一本化を積極的に推進すること。

2 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の円滑な運営

平成２０年４月に施行された後期高齢者医療制度（長寿医療制度）については、被保険者への相談体制の拡充や十分な

周知広報を行うとともに、町村及び制度の運営主体である広域連合等の保険者に混乱が生じることがないように万全の措置を講じること。

また、新たな対策に伴う負担や電算システム経費等については、国の責任において万全の措置を講じること。

3 国民健康保険財政の安定化等

- (1) 国民健康保険財政安定化のため、財政調整交付金制度の充実を図ること。
- (2) 診療報酬体系及び薬価基準を見直し、医療費の適正化を図ること。
- (3) 保険料(税)負担の平準化のための適切な措置を講じること。
- (4) 難病等の特殊な疾病については国の負担とすること。
- (5) 介護保険料の上乗せ賦課に伴う国民健康保険料(税)の収納率の低下等により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講じること。
- (6) 保険料(税)の引き上げ及び一般会計からの繰り入れは、もはや限界に達するなど、制度の維持に支障を来していることから、国民健康保険の運営主体については、国が行うことも検討すること。

第13 老人保健福祉対策の充実強化に関する要望

超高齢化社会を迎える中、高齢者が生きがいを持ち安心して暮らせる社会づくりを推進し、老人保健福祉対策のさらなる充実を図るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 介護保険制度の円滑かつ安定的な運営

- (1) 将来にわたり安定的で持続可能な介護保険制度を維持するため、保険者たる町村の意見を十分に尊重し、負担と給付の関係の適正化を図ること。
- (2) 「自立支援」と「在宅重視」の基本理念に則り、被保険者が重度の要介護状態になった場合においても、可能な限り在宅生活が継続できるよう在宅支援体制の整備を図ること。
- (3) 国及び都道府県による財政補てん制度を創設した上で、低所得者に対する利用料及び保険料について軽減措置を講じること。
- (4) 調整交付金については、国庫負担の外枠として措置するとともに、財政安定化基金に係る財源は町村の負担としないこと。

- (5) 介護報酬の算定基準について、事業者が適切な運営とサービスの質の確保ができるよう、各種介護保険サービスの実態を十分踏まえ、適切な見直しを行うこと。

また、地域性にも十分配慮したものとすること。

- (6) 介護保険制度の居住費・食費の徴収については低所得者に十分配慮すること。
- (7) 認定調査員、介護支援専門員、認定審査会委員等の研修を充実すること。

2 老人保健福祉対策の強化

- (1) 健康づくりの拠点としての介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の機能の複合化が図られるよう制度を明確化し、適切な措置を講じること。
- (2) 寝たきり予防対策や生きがい対策など介護予防・生活支援合い事業が積極的に実施できるよう適切な措置を講じること。
- (3) 認知症の高齢者に対する総合的対策の推進を図ること。
- (4) 働く意欲のある高齢者が多様な就業の機会を確保できるよう、雇用対策を充実させること。

第14 少子化・社会福祉対策の拡充強化に関する要望

少子・高齢化の急速な進展等に伴い、今後ますます増大・多様化が見込まれる社会福祉対策の充実強化を図るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 少子化対策の推進

- (1) 「子ども・子育て応援プラン」を着実に推進するとともに、「新しい少子化対策」、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略」を実効あるものとする。
- (2) 保育所と幼稚園の一元化に向け、認定子ども園の設置促進及び適切な措置を図ること。
- (3) 男性の子育て参加促進・子育てと仕事の両立支援の観点から放課後子どもプランを着実に支援するとともに、適切な措置を講じること。
- (4) 乳幼児に対する医療費無料化を全国一律の制度として創設すること。
- (5) 男女共同参画社会づくりに向け、第2次基本計画を着実に推進すること。
- (6) 若者の就労支援等の自立促進を図ること。

2 障害者福祉対策の強化

- (1) 「重点施策実施5ヵ年計画」に基づく総合的施策を着実に推進すること。
- (2) 心身障害者（児）福祉施設の整備促進を図るとともに、在宅心身障害者（児）対策の充実を図るため、家庭奉仕員に対する適切な措置を講じること。
- (3) 各種公共施設及び公共交通機関のバリアフリー化に係る適切な措置を講じること。
- (4) 身体・知的障害者（児）の支援費制度については、サービスの質を担保しつつ、必要なサービス量を確保し、より安定的かつ効率的な制度となるよう改善を図ること。
- (5) 障害者施策と介護保険制度との統合については、慎重を期すること。

第 15 教育・文化の振興に関する要望

将来を担う子どもや青少年の育成を目指して創造的で豊かな心を育てる教育の実現を期するとともに、国民の生涯にわたる教育、文化等の振興・充実を図るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 義務教育の充実改善

教育行政は自治事務であり、地域の実情に応じ、創意・工夫をこらしながら、地域のニーズに即した教育を行うため権限及び財源を地方に移譲すること。

2 教育委員会の必置規制の緩和

教育委員会は、地域住民の意向を反映できるよう、「必置規制」の撤廃も含め、地域の実情に応じて地方自治体が自主的に決定できるようにすること。

3 児童生徒の安全対策等の強化

- (1) 登下校中に児童生徒が犯罪に巻き込まれる事件が多発していることから、安心して学べる環境を確保するため、

通学路や小中学校内の警備・警戒体制を強化する「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」について必要な財政措置を講じること。

(2) 児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であると同時に、大地震など災害時における地域住民の応急避難場所の役割を果たすことから、学校施設の耐震化について必要な財政措置を講じること。

(3) いじめ、暴力行為や不登校など児童生徒の問題が依然として憂慮すべき状況にあり、高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を活用するなど学校におけるカウンセリング機能を拡充するとともに、早期対応などを行う「問題を抱えた子ども等の自立支援事業」について必要な財政措置を講じること。

4 学校における食育の推進

学校給食における地場産物の活用や米飯給食を推進するとともに、学校における食育の充実を図ること。

5 へき地学校の通学条件の改善

遠距離通学費及びスクールバス・ボート等購入費に対する適切な措置を講じること。

6 小・中学校等放送受信料免除措置の継続

小学校、中学校等に対する放送受信料免除措置は、今後とも継続すること。

7 青少年健全育成対策の充実

青少年による凶悪事件が後を絶たないことに鑑み、健全な育成を図るため、家庭、学校並びに地域社会が一体となって健全育成機能の強化と青少年を取り巻く社会環境の整備等、基本的かつ総合的な対策の充実強化を図ること。

8 生涯学習等の振興

生涯学習振興及び生涯スポーツの普及促進事業については、町村が必要とする事業量を確保すること。

9 文化財保護の充実

文化財の保存対策の万全を期するため、国・都道府県・市町村の責任範囲を明確化するとともに、史跡等文化財保護に対して適切な措置を講じること。

第 16 生活環境施設の整備促進に関する要望

水・緑豊かで潤いや景観、文化、観光交流等に配慮した環境整備を推進し、豊かさを実感できる地域社会を構築するため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 水道の整備促進

安全で良質な水道水の安定的な供給の確保を図るため、上水道、簡易水道施設の整備に係る適切な措置を行うとともに、水道事業に対する地方債資金の安定的確保と貸付条件の設定にあたっては十分配慮すること。

2 排水処理施設の整備促進

- (1) 新たな社会資本整備重点計画を策定するにあたっては、所要の事業量を確保するとともに、著しく立ち遅れている町村下水道施設の整備を重点的に推進すること。
- (2) 各種汚水処理事業において、処理施設の相互接続の弾力化等により排水処理事業の効率的・一体的な整備を実施できるよう措置すること。
- (3) 生活排水等による公共用水域の汚濁防止等を推進する

ため、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の推進を図ること。

また、特定環境保全公共下水道事業の整備を図ること。

3 公園等の整備促進

- (1) 新たな社会資本整備重点計画の策定にあたっては、所要の事業量を確保すること。

特に、著しく立ち遅れている町村における公園整備については重点的に推進すること。

- (2) 良好な水辺空間を創造する事業や多自然川づくりなど、潤いのある河川環境を保全・創出する事業を積極的に推進すること。

第 17 国土保全・地震・災害復旧対策の強化に関する要望

国土を保全し、各種災害から住民の生命・身体及び財産を守り、社会生活の安定を確保するため、阪神・淡路大震災及び岩手・宮城内陸地震等の経験を踏まえ、東海地震、東南海地震・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震並びに台風、集中豪雨に備えるための各種災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策等関連諸施策等の総合的な推進を図るよう、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 国土保全対策の強化

新たな社会資本整備重点計画に策定される重点目標を達成するため、治水事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業を積極的に推進すること。

2 地震・津波・火山噴火対策の強化

- (1) 阪神・淡路大震災等の教訓をもとに、実効性ある総合的な地震対策の確立を図るため、必要に応じて防災基本計画等の見直しを行うこと。
- (2) 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設や基幹とな

る交通・通信施設等の災害に対する安全性・信頼性を強化すること。

- (3) 避難住民の安全性を確保し、避難活動を迅速かつ的確に行うため、防災公園、緑地、学校等避難地の整備と避難路の確保を図るため、適切な措置を講じること。
- (4) 地震・津波・火山噴火予知観測網の整備を促進するとともに、予知観測施設の強化及び災害予報体制を確立すること。

3 災害救助・災害復旧対策の強化

- (1) 災害救助法の救助基準の改善を図ること。
- (2) 激甚災害、天災融資法の適用基準を緩和するとともに、適用の迅速化を図ること。
- (3) 災害弔慰金・災害援護資金の適用範囲を拡大するとともに、貸付限度額の引き上げを図ること。

第 18 町村消防の充実強化に関する要望

町村の消防力を充実し、消火・救急・救助体制を整備するため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 消防体制の充実強化

- (1) 消防の広域化にあたっては、町村の実情を十分考慮し、必要な財政措置を講じること。
- (2) 多様化する災害に対応するため、消防の科学化を促進するなど消防防災施設整備について、適切な措置を講じること。
- (3) 災害時において的確な情報の収集・伝達を行うため、防災行政無線・消防救急無線のデジタル化の整備をはじめ高度防災情報通信体制の整備促進を講じること。
- (4) 救急現場・搬送途上の医療を充実するため、高規格救急自動車、消防防災ヘリコプター、高度救命処置用資機材等の整備を推進するとともに、救急救命士の養成確保と能力拡大を図ること。
- (5) 山村豪雪地域、過疎地域、離島等の厳しい自然条件下にある町村に対し、それぞれの実情に即応した消防施設の整

備について、適切な措置を講じること。

2 消防団の活性化

- (1) 消防団は地域防災体制の中核的存在として重要な役割を果たしているため、多くの住民が参加しやすい環境を作るとともに施設装備及び教育訓練等の充実を図ること。
- (2) 消防団員に対する報酬・出動手当の引上げ、公務災害補償の充実及び退職報償金の改善措置等の処遇の改善を行うことにより、消防団の活性化を図ること。
- (3) 団員の確保を図るため、国における啓発及びPRを含め適切な措置を講じること。

3 国民保護法制の円滑な運用

国民保護に必要な資機材等の整備支援や地方公共団体の危機管理研修の充実強化等、有事における国民保護に関する措置を充実すること。

第 19 地域改善対策の推進に関する要望

同和問題は、日本国憲法で保障された国民の基本的人権にかかわる重要な問題であり、これまで国及び地方公共団体は地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境整備等の諸対策を実施し、一定の成果をあげてきた。

しかしながら、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地対財特法」とする)が失効した現在も、未だ多くの課題が残されており、引き続き課題の解決に向けた積極的な取り組みが必要であり、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 一般対策事業の円滑な実施等

- (1) 「地対財特法」失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう十分な財政措置を講じること。
- (2) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」による施策を実施する町村に対し、十分な財政措置を講じること。

2 実効性のある人権救済制度の確立

独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済制度を早急に確立すること。

第20 道路網・交通体系の整備促進等に関する要望

日常生活の基盤としての町村道、並びに高速自動車国道等の道路網の整備を図るとともに、地方における交通体系を整備促進するため、社会資本整備事業計画に則り、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 道路網の整備促進

- (1) 安心して暮らせる地域社会の形成や地域経済の活性化を図るため、新たな社会資本整備事業計画の策定にあたっては、著しく立ち遅れている町村道を重点的に整備するよう特段の配慮をすること。
- (2) 今後の道路財源については、地方にとって真に必要な道路整備が着実に実現できるように確保すること。
- (3) 高規格幹線道路、地域高規格道路、地方特定道路の整備を推進すること。

2 道路災害防除対策の推進

町村道における落石、崩土事故等の災害防除事業を積極的に推進するための財政措置を講じること。

3 交通安全施設整備事業の推進

交通安全施設の整備事業について、効果的に生活道路等の整備が図れるよう十分配慮すること。

4 地方バス路線維持対策の推進

地域住民生活に不可欠な地方バスを維持・存続するため、路線維持対策に必要な財政措置を講じるとともに、市町村が実施する自主運行路線等に対し、適切な財政措置を講じること。

5 地域公共交通の活性化及び再生の推進

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通の活性化・再生の取り組みについて、適切な措置を講じること。

6 鉄道、空港、港湾の整備促進

- (1) 整備新幹線の既着工区間及び新規着工区間の建設を促進するとともに、未着工区間についても整備スケジュールを明確化するなど、新幹線鉄道網の整備を推進すること。
- (2) 地域経済の発展と増大する航空需要に対応するため、空港施設の整備を推進すること。
- (3) 国内及び国際物流と交流の拠点として、港湾施設の整備

を推進すること。

7 放置座礁船対策について

座礁船の船体撤去については本来原因者（船主等）負担とされ、無保険等により地方公共団体がやむを得ずその費用を負担する場合について補助制度等が設けられているが、その実施主体及び費用負担のあり方について改めて検討し、国の責任において必要な措置を講じること。

第 21 北方領土の早期復歸の実現及び竹島の領土権保全等 に関する要望

齒舞群島、色丹島、国後島、択捉島からなる「北方四島」及び島根県隠岐島北西 8 5 海里に位置する「竹島」は我が国固有の領土である。

しかしながら、北方四島及び竹島の領有権に係る問題は、長年にわたる交渉にもかかわらず、未だ解決されていない。

国においては、これらの問題の解決のため、下記事項につき精力的に外交交渉を行うよう強く要望する。

記

1 北方領土の早期復歸の実現

北方領土の早期返還は、国民の多年にわたる念願であり、国は、日口両国首脳の合意である「日口関係に関する東京宣言（平成 5 年 1 0 月）」等を踏まえ、今後も引き続き、北方四島の早期復歸実現のため、粘り強く外交交渉を続けるとともに、国民世論の啓発及び国際世論の喚起に積極的に努めること。

2 竹島の領土権保全等

- (1) わが国固有の領土である竹島の領土権を侵害する動きに対しては、厳重なる抗議を重ねるとともに、国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた強力な外交交渉を行うこと。
- (2) 竹島周辺漁業における安全操業の確保を図ること。
- (3) 北方領土と同様、竹島問題に対する取り組みを強化し、国民への積極的な啓発活動を展開すること。

第22 地方振興対策の推進に関する要望

少子・高齢化の急速な進展、グローバル化、ICTの発展等環境の変化に即応して、国土の均衡ある発展と地方分権を推進し、それぞれの地域が特性に応じた役割を担いつつ、個性と活力のある地域づくりを推進できるよう、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 国土形成計画法に基づく「国土形成計画」の推進

国土形成計画(全国計画)を実施するにあたっては、美しく暮らしやすい農山漁村地域を形成するための振興対策を推進すること。

また、広域地方計画を策定するにあたっては、国土の利用と保全について大きな役割を担う町村の意向に十分配慮すること。

2 国土調査事業の推進

第5次国土調査事業10ヵ年計画を計画的かつ着実に推進すること。

3 資源エネルギー施設立地地域対策の推進

- (1) 水力・火力・原子力発電等エネルギー施設の立地地域に対して、電源立地地域対策交付金をはじめとする財政措置の充実強化を図ること。
- (2) 原子力発電所については、国が責任を持って総合的なチェック体制を確立し、安全対策及び防災対策に万全を期すること。

4 水資源対策の推進

- (1) 水源地域における生活環境、産業基盤を整備し、水源地域住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域対策特別措置法成立前の既設ダムを含め、ダム所在町村に対するきめ細かな財政措置を講じること。
また、水源地域における廃棄物の不法投棄防止のため、監視体制の強化等、水道の安全性の確保を図ること。
- (2) ウォータープラン 21 に基づき、異常渇水等に対応した安定的な水資源を確保するため、総合的な水資源開発にかかる施策を推進すること。
- (3) 水源複層林の整備及び水源林対策の拡充を図るとともに、放置山林の対策を強化すること。

第 23 特定地域の振興に関する要望

過疎、山村、半島、旧産炭、豪雪、鉱山所在、離島、沖縄・奄美・小笠原など特定地域の振興を図るため下記事項の実現を強く要望する。

記

1 過疎地域の振興

(1) 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成 22 年 3 月末をもって失効することになるが、総合的かつ抜本的な過疎対策を講じ、過疎地域の振興を図られるよう、新たな過疎対策法を制定すること。

(2) 過疎地域町村に必要な財源が確保されるよう、地方交付税制度を堅持すること。

また、過疎地域の自立促進を図るため、過疎対策事業債、辺地対策事業債の所要額を確保すること。

(3) 過疎地域の活性化を図るため、森林や農地等の整備を積極的に展開し、雇用拡大、地域産業の育成、定住の促進に繋がる施策を支援すること。

さらに、維持継続が困難な状況にある集落に対する町村の集落対策の取組に対して積極的に支援を講じること。

- (4) 過疎地域の医療問題を改善するため、医療施設等の整備、医師・看護師等の確保、救急医療対策に係る財政支援を拡充すること。
- (5) 自然環境の保全や景観の維持に必要な施策を推進するとともに、観光資源を活用した観光産業を育成し、都市と農山村との共生・対流を推進すること。
- (6) 過疎地域における郵政サービスが果たす地域に密着した役割を充分踏まえ、郵便事業のサービスの低下をきたすことのないよう必要な措置を講じること。

2 山村の振興

- (1) 山村を活性化し、豊かな山村社会の形成に資するため、基幹道路網の整備を促進すること。
- (2) 都市と山村の共生・対流を促進し、山村の活性化に寄与するため、里山の再生・整備・利用を推進すること。
- (3) 山村における就業の場を確保するとともに、後継者対策を強力に推進すること。

3 半島地域の振興

- (1) 半島地域の振興に資するため、関係道府県が策定する「半島振興計画」に基づく施策が着実に実現できるよう金融・税制・財政上の支援措置を充実させること。

- (2) 国土幹線軸からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、港湾等の交通基盤の整備を促進すること。
- (3) 観光基盤の整備を促進し、半島地域の優れた観光資源を活用した観光レクリエーション産業を育成すること。
- (4) 地理的条件から水資源の乏しい半島地域の総合的な水資源対策を推進すること。
- (5) 遅れが著しい下水道処理施設等の整備を促進すること。

4 旧産炭地域の振興

産炭地域の振興に大きな役割を果たしてきた国の石炭政策は平成13年度をもって終了し、法失効後の施策として、5年間の激変緩和措置が実施されてきたが、平成18年度をもって終了した。

しかし、多くの旧産炭地域町村においては、今なお人口の流出、財政の悪化、ばた山・鉱害の残存等多くの課題を抱えている。

国は、このような旧産炭地域の厳しい現状を直視し、今後とも地域の実情に即した振興対策を講じること。

5 豪雪地帯の振興

- (1) 雪国の特性に応じた豊かな地域づくりを進めるため、「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、総合的な豪雪地帯対

策を推進すること。

- (2) 冬期交通を確保するため、道路、歩道、鉄道及びバス路線等の除雪・防雪・凍雪害防止対策の充実を図ること。

また、除雪機械に係る燃油高騰に対処するため、ガソリン税及び軽油引取税の減免措置を講じること。

- (3) 積雪による通信機能の停滞を防ぐため、通信用施設の整備促進と雪害防除策の強化を図ること。
- (4) 厳しい自然環境に対応できる文教施設、生活環境施設、社会福祉施設等各種公共施設の整備を促進すること。
- (5) 冬期無医地区等に対する医療体制を強化すること。
- (6) 豪雪地帯町村に対し、地方交付税の傾斜配分強化を図るとともに、地方債の起債枠を拡大すること。
- (7) 豪雪地帯の個性ある活性化を推進するための事業を拡充すること。
- (8) 雪下ろしが不要となる克雪住宅の普及に係る支援を促進すること。
- (9) 雪処理の担い手を確保するため、ボランティアの育成や地域外からの応援に対する支援策を講じること。
- (10) 雪崩、地すべり、地吹雪等から人命や財産を守るため、雪害対策を強化すること。
- (11) 冬期における消防機能の低下を防ぐため、消防施設・設備の整備に係る財政措置を拡充すること。

6 鉱山所在地域の振興

- (1) 鉱山所在地域の振興対策を推進するとともに、税財政対策の強化を図ること。
- (2) 国内鉱山の探鉱開発の推進及び金属鉱産物備蓄制度の充実を図ること。
- (3) 金属鉱業研修技術センター支援措置の強化を図ること。
- (4) 鉱害防止対策の充実強化を図ること。
- (5) リサイクル事業支援の拡充等環境対策の推進を図ること。
- (6) 鉱山跡地の利用等、鉱山資源の活用に対する財政措置の拡充強化を図ること。

7 離島地域の振興

- (1) 「離島振興計画」及び「海洋基本法」により策定された「海洋基本計画」に基づき、総合的な離島振興対策を推進すること。
- (2) 港湾、漁港、道路等の離島振興関係事業を促進するため財政措置の充実を図ること。
- (3) 地方交付税の傾斜配分を強化し、過疎対策事業債、辺地対策事業債の確保等により、離島市町村財政の充実強化を図ること。
- (4) 離島医療の深刻な事情に鑑み、医師・医療従事者の確保、

救急医療対策の強化並びに病院・診療所の施設整備等の離島医療対策の充実強化を図ること。

- (5) 離島地域の介護保険制度を円滑かつ安定的に実施するため、介護サービス基盤整備等の財政措置を充実すること。
- (6) 離島における航路、航空路を維持するため、財政措置の拡充強化を図るとともに、情報通信体系を整備強化すること。
- (7) 現下の燃油高騰により大幅な欠損が生じている厳しい現状を踏まえ、離島航路に対する補助金の増額を図ること。
- (8) 道路特定財源の一般財源化にあたっては、揮発油税の地方道路財源充当部分を地方税化し、かつ離島において、減免することができるようにすること。
- (9) 離島における公立文教施設の整備並びに伝統的文化の保存・振興を図ること。
- (10) 離島の生活環境等を改善するため、必要な水資源の確保を図るとともに、環境衛生施設等の整備やエネルギー対策の強化を図ること。
- (11) 家電リサイクル法等による「指定引取場所」を離島に設置するとともに、本土に比べ大幅に高額となる収集運搬費用等に対する支援措置を拡充すること。
- (12) 離島における地震・津波・火山噴火等に対応するため、観測体制を強化するなど総合防災対策の充実を図ること。

- (13) 離島における経済活性化と定住化を図るため、農業・漁業の振興発展を図るとともに、都市と農山漁村の共生・対流を積極的に推進すること。

8 沖縄・奄美・小笠原地域の振興

- (1) 沖縄の振興を図るため、港湾、漁港、道路及び空港等産業基盤の整備を促進するとともに、医療体制、生活環境施設等住民福祉向上のための財政措置を充実強化すること。
- (2) 平成20年度末に期限切れとなる奄美群島振興開発特別措置法並びに小笠原諸島振興開発特別措置法の2法については、奄美群島と小笠原諸島の当地域の保全管理及び増進を図るため、内容を充実して延長すること。
- (3) 奄美群島・小笠原諸島の振興を図るため、交通・観光・産業基盤、生活環境施設等の整備を促進するとともに、自立的発展に向けた島づくりを進めていくための財政措置の充実強化を図ること。